

鳥取縣公報

告示

昭和十六年二月二十五日
號 外

火曜 日

本書ノ大キサ、國定規格A5判

◇鳥取縣告示第百八十三號

賃金統制令第二十一條ノ規定ニ依リ鳥取縣酒造組合聯合會ヨリ申請ニ係ル協定賃金ノ件昭和十六年二月二十五日左ノ通認可セリ
昭和十六年二月二十五日

一 協定ヲ爲シタル組合ノ名稱及所在地

名 稱 鳥取縣酒造組合聯合會

所在地 鳥取縣鳥取市東町貳百拾七番ノ四地貳百拾八番地

二 協定ノ行ハル、區域

鳥 取 縣 一 圓

三 協定ノ内容

酒造上雇傭スル勞務者ノ賃金其他

(イ) 未經験勞務者ノ初給賃金ハ鳥取縣公定ノ未經験勞務者初給賃金ニ依ル

(ロ) 未經験勞務者以外ノ勞務者ノ最高、最低賃金ハ左記之通

(1) 杜 氏 ノ 部

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

(休 日 三 當 日 時 八 分 日)

昭 和 十 六 年 二 月 廿 五 日

外 (昭 和 四 年 四 月 十 五 日 第 三 種 郵 便 物 認 可)

一

職別	男女別	酒造期間中日額賃金		酒造期間外日給		酒造期間中日額賃金	酒造期間外日給	摘要
		最高	最低	最高	最低			
千石以上	男	八〇〇、〇〇	六〇〇、〇〇	四、三〇	三、〇〇	三、〇〇	一、五〇	杜氏ハ總テ男子ニシテ酒造全 作ノ責任者ナリ
五百石以上	男	六〇〇、〇〇	四二〇、〇〇	四、三〇	三、〇〇	三、〇〇	一、五〇	杜氏ハ總テ男子ニシテ酒造全 作ノ責任者ナリ
三百石以上	男	五〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇	三、五〇	二、三〇	二、三〇	一、五〇	杜氏ハ總テ男子ニシテ酒造全 作ノ責任者ナリ
三百石未満	男	三八〇、〇〇	二〇〇、〇〇	三、三〇	二、〇〇	二、〇〇	一、五〇	杜氏ハ總テ男子ニシテ酒造全 作ノ責任者ナリ

(2) 其他ノ部

職別	男女別	酒造期間中日額賃金		酒造期間外日給		摘要
		最高	最低	最高	最低	
頭 師	男	二、五〇	一、七五	二、二〇	一、〇〇	頭ハ副杜氏格ナリ
麵 師	男	二、五〇	一、四〇	二、二〇	一、〇〇	麵師ハ製麵ノ全責任者ナリ
醗 師	男	二、二〇	一、二〇	二、二〇	一、〇〇	醗師ハ酒母製造ノ全責任者ナリ
普通藏人	男	二、二〇	一、〇〇	二、二〇	一、〇〇	一酒造期間中日額賃金ハ 一酒造期間中日額賃金ナリ
雜 役	女	九、二〇	六、七〇	九、二〇	六、七〇	一酒造期間中日額賃金ハ 一酒造期間中日額賃金ナリ

(3) 精米ノ部

職別	男女別	日給		摘要
		最高	最低	
精米師	男	二、五〇	一、〇〇	精米師ハ精米ニ關スル全責任者ナリ

(4) 店員ノ部

職名	男女別	月給		住込ノ別	摘要
		最高	最低		
備考	男	共賄ヲ付セザルモノニハ一日分金五拾錢(一日分ニ足ラザル場合ハ一食金拾五錢ノ割合)以內ノ金額ヲ支給スルコトヲ得			

店員	男	六〇、〇〇	一四〇、〇〇	住込	無シ
	同	三五、〇〇	一五〇、〇〇	込	付

(ハ) 手當 (賞與ヲ含ム)

職名	期間	支給額	摘要
技術及勤務ノ成績ニ依リ左記ノ手當(賞與ヲ含ム)ヲ支給スルコトヲ得ルモノトス			

杜 氏	一酒造期間	一三〇、〇〇以下	
頭、麵師、醗師、精米師	同	七〇、〇〇以下	
普通 藏人	同	四〇、〇〇以下	
店 員	一年間	六〇、〇〇以下	

- (ニ) 實物給與 ナシ
- (ホ) 昇給

前記 (ロ) 賃金ノ範圍内ニ於テ昇給セシムルコトヲ得

- (ハ) 其ノ他必要アル時ハ地方長官ニ願出許可ヲ受クルモノトス
- (ト) 協定賃金實施ノ日

認可ノ日ヨリ